



大阪労働局発表
平成28年9月23日

担当	大阪労働局需給調整事業部 電話 06-4790-6319
----	---------------------------------

派遣元事業主に対する事業改善命令について

大阪労働局（局長：苧谷 秀信）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	星光産業株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 三木 富雄
事業主所在地	大阪府摂津市正雀本町1丁目31番14号
許可に関する事項	許可番号 派27-301148 許可年月日 平成19年10月1日

第2 処分の内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

星光産業株式会社は、労働者派遣法に係る同じ態様の法違反を繰り返したた

め、平成 27 年 6 月 10 日に大阪労働局長が星光産業株式会社に対して全ての労働者派遣を点検するよう求める是正指導を行った。これに対し、平成 27 年 11 月 12 日に星光産業株式会社から是正し、点検が完了した旨の報告の提出があり、大阪労働局が星光産業株式会社の是正状況の確認調査を行ったが、労働者派遣法に係る同じ態様の法違反が繰り返されていた。

そのため、平成 28 年 3 月 23 日に再度の是正・点検を行うよう文書指導を行った。これに対し、平成 28 年 4 月 25 日に星光産業株式会社から是正し、点検が完了した旨の報告の提出があり、平成 28 年 6 月 20 日に是正状況の確認調査を行ったところ、次の第一から第三の法違反を行っていることが明らかになったため。

- 第一、 派遣先の事業所その他派遣就業の場所の業務について、派遣先から派遣可能期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結したこと。
- 第二、 労働者派遣をしようとするときに、少なくとも 3 名の派遣労働者に対し、就業条件の法定の事項を書面の交付等の方法により明示していないこと。
- 第三、 労働者派遣をするに際し、少なくとも 3 名の派遣労働者について、法定の事項を派遣元管理台帳に記載していないこと。

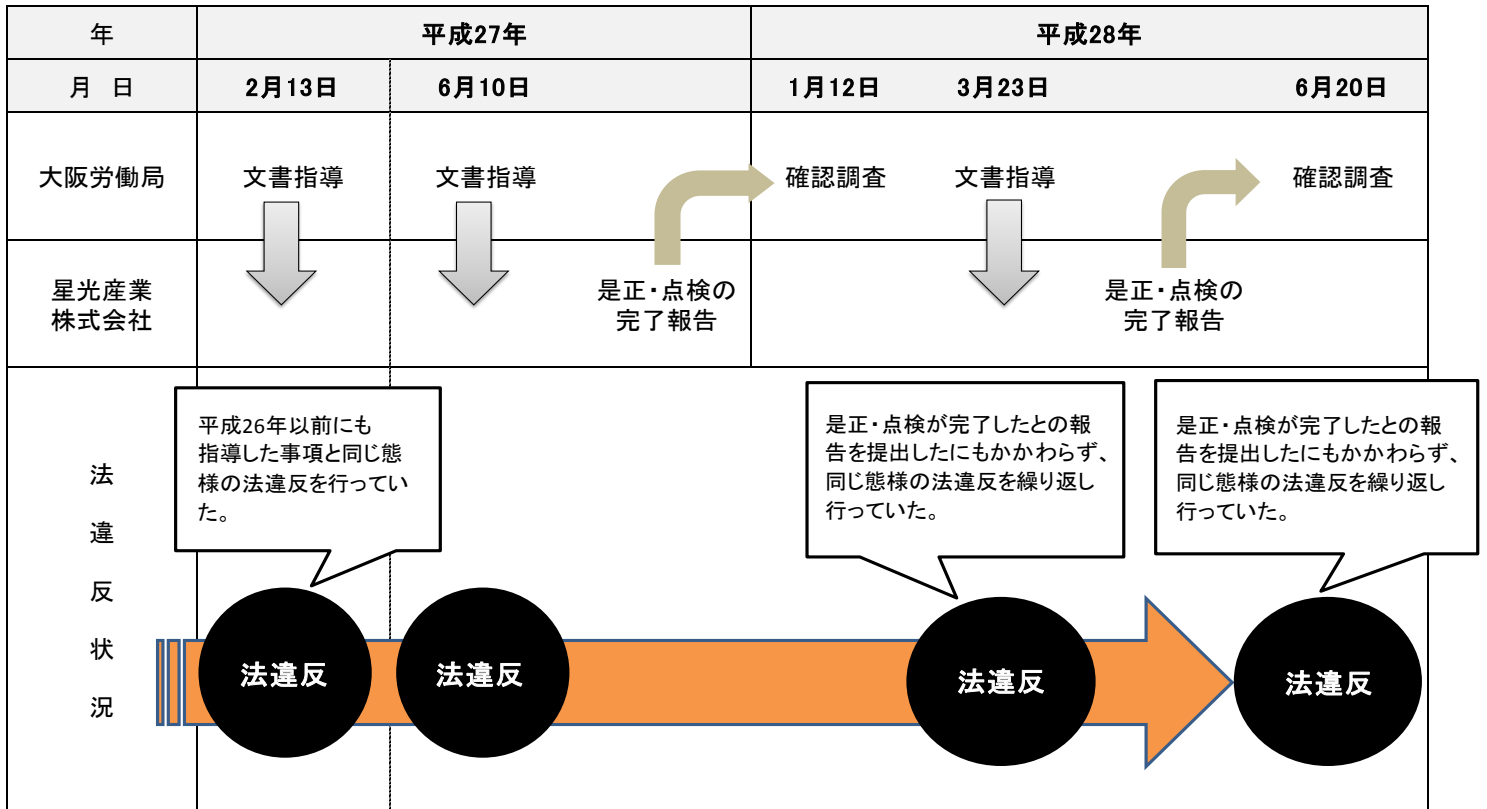
第 4 労働者派遣事業改善命令の内容

星光産業株式会社における労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該事業運営の改善を行うこと。

- (1) 当該処分理由に係る原因の究明
 - (2) 前記(1)を念頭に今後の再発防止策の策定
 - (3) 労働者派遣法その他労働に関する法律の遵守に係る責任体制の明確化
 - (4) 役職員の労働者派遣法その他労働に関する法律の理解及び遵守の徹底
- なお、前記(3)及び(4)の法律の遵守の徹底に当たり、労働者派遣事業が労働者派遣法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

また、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第 26 条第 5 項
- ② 労働者派遣法第 34 条第 1 項
- ③ 労働者派遣法第 37 条第 1 項
- (5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備



<星光産業株式会社が行った法違反>

- (○の違反は当初から最後まで法違反を指摘したもの)
- 労働者派遣法第23条第5項違反 (マージン率等の情報公開)
- 労働者派遣法第26条第1項違反 (労働者派遣契約の内容)
- 労働者派遣法第26条第5項違反 (抵触日の通知)
- 労働者派遣法第31条の2第1項違反 (待遇に関する事項等の説明)
- 労働者派遣法第34条第1項違反 (就業条件の明示)
- 労働者派遣法第35条第1項違反 (派遣先への通知)
- 労働者派遣法第37条第1項違反 (派遣元管理台帳)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

(事業報告等)

第 23 条

(略)

第 5 項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

(契約の内容等)

第 26 条

第 1 項

労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。（略）

(略)

第 5 項

派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(待遇に関する事項等の説明)

第 31 条の 2

第 1 項

派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

(略)

(就業条件等の明示)

第 34 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第 40 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。(略)

○ 労働者派遣法施行規則

第 26 条第 1 項

法第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を次のいずれかの方法により明示することにより行わなければならない。ただし、同条第 1 項の規定による明示にあつては、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができないう場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

第 1 号

書面の交付の方法

第 2 号

次のいずれかの方法によることを当該派遣労働者が希望した場合における当該方法

イ ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ 電子メールの送信の方法

(派遣先への通知)

第 35 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。
(略)

(派遣元管理台帳)

第 37 条

第 1 項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)

○ 労働者派遣法施行規則

第 30 条

第 1 項

法第 37 条第 1 項の規定による派遣元管理台帳の作成は、派遣元事業主の事業所ごとに、行わなければならない。

第 2 項

法第 37 条第 1 項の規定による派遣元管理台帳の記載は、労働者派遣をするに際し、行わなければならない。

(略)

(改善命令等)

第 49 条

第 1 項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2 及び第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。